

埼玉県行政手続条例の規定に基づく聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

埼玉県公安委員会委員長 加 村 啓 二

埼玉県公安委員会規則第6号

埼玉県行政手続条例の規定に基づく聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県行政手続条例の規定に基づく聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成8年埼玉県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「聴聞を行う行政庁の事務所の掲示板に掲示して」を「インターネットの利用その他の方法により」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。